



発行 東京都

目次

84

規則

○東京都障害者スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則……………

○昭和三十五年東京都告示第百五十五号（東京都公報有償頒布規程）の一部改正……………

○平成十四年東京都告示第千四百十号（東京都の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する規程）の一部改正……………

○昭和三十五年東京都告示第千二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部改正……………

○昭和五十二年東京都告示第二百七十九号（東京都消費生活条例の規定に基づく保証表示に関する表示事項等の指定）の一部改正……………

○平成六年東京都告示第七百八十八号（東京都消費生活条例の規定に基づくサービスに関する表示事項等の指定）の一部改正……………

○平成八年東京都告示第千四百十四号（東京都消費生活条例の規定に基づき表示に際し事業者が守るべき事項）の一部改正……………

○平成十一年東京都告示第六百九十九号（東京都消費生活条例によるサービスごとの表示すべき事項等）の一部改正……………

○平成十一年東京都告示第八百九十四号（東京都環境影響評価事後調査基準）の一部改正……………

○平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部……………

改正……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………三

○平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の八第一項、第四条の九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が定める様式）の一部改正……………（同）……………三

○平成二十一年東京都告示第千三百三十六号（東京都建築物環境配慮指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課）……………三

○平成二十一年東京都告示第千三百九十六号（東京都省エネルギー性能評価書作成基準）の一部改正……………（同）……………四

○平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）……………四

○平成二十五年東京都告示第四百五十七号（平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正）の一部改正……………（同）……………四

○平成二十二年東京都告示第千六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部改正……………（環境局環境改善部自動車環境課）……………四

公 告

○東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程の一部改正……………（総務局公文書館）……………四

規 則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十八号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「**〇**」を「**ハ**」に改める。

一 東京都障害者スポーツセンター条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第百一号）

二 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第七十五号

東京都公報有償頒布規程（昭和五十一年東京都告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都公報有償頒布規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第七十六号

東京都の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する規程（平成十四年東京都告示第千四百十号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第七十七号

東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定（昭和五十一年東京都告示第千二十七号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都告示第七十八号

東京都消費生活条例の規定に基づく保証表示に関する表示事項等の指定（昭和五十二年東京都告示第百七十九号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都告示第七十九号

東京都消費生活条例の規定に基づくサービスに関する表示事項等の指定（平成六年東京都告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都告示第百八十号

東京都消費生活条例の規定に基づき表示に際し事業者が守るべき事項(平成八年東京都告示第千百十四号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都告示第百八十一号

東京都消費生活条例によるサービスごとの表示すべき事項等(平成十一年東京都告示第六百九十九号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都告示第百八十二号

平成十一年東京都告示第八百九十四号(東京都環境影響評価事後調査基準)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都環境影響評価事後調査基準の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十三号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号(東京都地球温暖化対策指針)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都地球温暖化対策指針の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十四号

平成二十一年東京都告示第千二百三十四号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十五号

平成二十一年東京都告示第千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都建築物環境配慮指針の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十六号

平成二十一年東京都告示第千三百九十六号（東京都省エネルギー性能評価書作成基準）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都省エネルギー性能評価書作成基準の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十七号

平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十八号

平成二十五年東京都告示第四百五十七号（平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百八十九号

平成二十二年東京都告示第千六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規

定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程の一部改正について

東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程（平成十四年三月二十九日公告）の一部を次のように改正したので公告する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
163-8001

本号

一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

